

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	小児慢性特定疾病医療費給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給事務における個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和8年1月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費給付事務
②事務の概要	<p>【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行う ・Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費給付事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】 小児慢性特定疾病医療受給者証に関する申請受付、審査認定事務 認定内容に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給事務</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費給付事務> ・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病支給認定台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表 8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中 42、80、125の項</p> <p>【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中 13の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ 電話:017-734-9215
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生なし 2) 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、原則として申請者からマイナンバーの提供を受けており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネットで4情報による照会を行っている。

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 十分に行っている
 <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている
 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	小児慢性特定疾病システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成25年4月16日	評価実施機関における担当部	こどもみらい課長 久保 敏隆	こどもみらい課長 千葉 文明	事後	定期見直しによる修正
平成25年8月6日	評価実施機関における担当部	こどもみらい課長 千葉 文明	こどもみらい課長 伊藤 正章	事後	定期見直しによる修正
平成26年11月6日	評価実施機関における担当部	こどもみらい課長 伊藤 正章	課長	事後	定期見直しによる修正
令和2年4月22日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価証の様式変更に伴う修正
令和2年3月25日	Ⅰ. きめ細かい評価項目 1. 対象人口の時点 2. 取扱いの時点	平成27年4月1時点	令和元年10月31時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月25日	Ⅳ リスク対策 B. 認査	内部監査	内部監査 外部監査	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月8日	Ⅳ リスク対策 B. 認査	内部監査 外部監査	内部監査	事後	定期見直しによる修正
令和4年10月10日	I. 開通情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号及び第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号 第3号 第4号 第5号 第6号	事後	公表受取口座登録制度の施行等に伴う修正
令和6年1月10日	I. 開通情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号 第3号 第4号 第5号 第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号 第3号 第4号 第5号 第6号	事後	小児慢性特定疾患支援者証明事業の実行に伴う修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱いの事務 2. 事務の内容	【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務	【具体的な内容】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務 【概要】 ・児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患有する児童の医療費の支給に関する事務を行なう。 【具体的な内容】小児慢性特定疾患医療費の支給事務	事前	PMH先行事業の実施に伴う修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	小児慢性特定疾患システム、中间サーバー、团体統合番号システム	小児慢性特定疾患システム、中间サーバー、团体統合番号システム、Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH先行事業の実施に伴う修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一 第7の項	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 第7条第1号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 26. 56の2、87の項	【情報提供の根拠】 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 26. 56の2、87の項 【情報提供の根拠】 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第19条第8号に定められた特定個人情報の提供に関する命令 第2条第1項 第42. 80. 125の項	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 9の項	【情報提供の根拠】 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第19条第8号に定められた特定個人情報の提供に関する命令 第2条第1項 第42. 80. 125の項	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 5. 評価実施機関における担当部署	青森県健康福祉部こどもみらい課	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用請求の請求先	〒330-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務事務課情報公開グループ 電話:017-734-9083	〒330-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務事務課文書請求・情報公開グループ 電話:017-734-9083	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	I. 開通情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する連絡部署	〒330-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課 課題対策グループ 電話:017-734-9303 15	〒330-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課 課題対策グループ 電話:017-734-9303 15	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	Ⅰ. きめ細かい評価項目 1. 対象人口の時点 2. 取扱いの時点	令和元年10月31時点	令和6年6月23時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和6年1月11日	IV リスク対策 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事前	PMH先行事業の実施に伴う修正
令和6年1月11日	IV リスク対策 B. 認査	内部監査	自己点検 内部監査	事後	定期見直しによる修正
令和6年1月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和6年1月11日	IV リスク対策 11. 最も頻度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正